

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

第1条による改正（墨田区特別区税条例（昭和39年墨田区条例第43号））

改正案	現行
<p>（身体障害者等に対する種別割の減免）</p> <p>第46条の2 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第1項第2号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限日までに、区長に対して当該軽自動車等の提示（区長が当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>〔略〕</p> <p>軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号及び第64条において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>～ 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第46条の2 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔同左〕</p> <p>〔略〕</p> <p>軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号及び第64条において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>～ 〔略〕</p>

第2条による改正（墨田区議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年墨田区条例第15号））

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2～9 〔略〕</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」とい</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2～9 〔略〕</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」とい</p>

う。)第2条第9項に規定する特定個人情報
をいう。

11～13 〔略〕

(利用及び提供の制限)

第12条 〔略〕

2～4 〔略〕

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第
2号から第4号まで及び第29条の規定は
適用しないものとし、次の表の左欄に掲げ
る規定の適用については、これらの規定中
同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に
掲げる字句とする。

第12条 第1項～ 第12条 第2項第 1号	〔略〕	
第38条 第1項第 1号	又は第12 条第1項及 び第2項の 規定に違反 して利用さ れていると き	第12条第5項の規 定により読み替えて 適用する同条第1項 及び第2項(第1号 に係る部分に限る。) の規定に違反して利 用されているとき、 番号法第20条の規 定に違反して収集さ れ、若しくは保管さ れているとき、又は 番号法第29条の規 定に違反して作成さ れた特定個人情報フ ァイル(番号法第2 条第10項に規定す る特定個人情報フ ァイルをいう。)に記 録されているとき
第38条 第1項第 2号	〔略〕	

う。)第2条第8項に規定する特定個人情報
をいう。

11～13 〔略〕

〔同左〕

第12条 〔略〕

2～4 〔略〕

5 〔同左〕

第12条 第1項～ 第12条 第2項第 1号	〔略〕	
第38条 第1項第 1号	〔同左〕	第12条第5項の規 定により読み替えて 適用する同条第1項 及び第2項(第1号 に係る部分に限る。) の規定に違反して利 用されているとき、 番号法第20条の規 定に違反して収集さ れ、若しくは保管さ れているとき、又は 番号法第29条の規 定に違反して作成さ れた特定個人情報フ ァイル(番号法第2 条第9項に規定す る特定個人情報フ ァイルをいう。)に記 録されているとき
第38条 第1項第 2号	〔略〕	

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部
改正（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条〔略〕</p> <p>2～7〔略〕</p> <p><u>8 この法律において「カード代替電磁的記録」とは、前項第1号から第5号までに掲げる事項及び本人の写真（本人の写真が表示されていない個人番号カードの交付を受けている者に係るものにあつては、当該事項。第18条の2第2項において「カード代替記録事項」という。）に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項並びに同条第1項及び第2項において同じ。）並びに当該電磁的記録がその送信を行った者のものであることを当該電磁的記録の送信を受けた者が確認するために必要な事項として主務省令で定める事項に係る電磁的記録について地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名であつて、主務省令で定める基準に適合するものをいう。第18条の2第2項及び第3項において同じ。）を行ったものにより一体的に構成された電磁的記録をいう。</u></p> <p><u>9 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。第7条第1項及び第2項、第8条並びに第48条並びに附則第3条第1項が</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条〔略〕</p> <p>2～7〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>8</u> 〔同左〕</p>

ら第3項まで及び第5項を除き、以下同じ。)をその内容に含む個人情報をいう。

10 この法律において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

11 ~ 15 〔略〕

16 この法律において「法人番号」とは、第39条第1項又は第2項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。

9 〔同左〕

10 ~ 14 〔略〕

15 〔同左〕

【施行日】公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日